

前橋市内の医療機関で発生した食中毒事件について

1 内容のあらまし

令和3年10月19日（火）22時30分頃、市内の医療機関から、「当該施設に入院している新生児2人が、調乳したミルクを喫食後、チアノーゼ（皮膚や粘膜が青紫色に変化する症状）の症状を呈したため、調乳に使用した水を検査したところ、基準値を超えた化学物質（亜硝酸態窒素）が検出されたため通報する」旨の電話連絡が前橋市保健所にありました。

当所で調査したところ、対象施設（下記3、以下同じ。）で調乳されたミルクを喫食した新生児集中治療室（NICU）に入院している新生児17人のうち、10人がメトヘモグロビン血症を発症していることが判明しました。

発症者に共通した食品は対象施設で調乳されたミルクのみであったこと、発症者の症状が化学物質（亜硝酸態窒素）による症状に合致していること、対象施設で採取した水から基準値を超える化学物質（亜硝酸態窒素）が検出されたこと及び患者を診察した医師から食中毒届が提出されたことから、対象施設で提供された食品を原因とする食中毒事件と断定しました。

- 発症日時 令和3年10月19日（火） 16時
- 発症者 新生児集中治療室（NICU）入院患者
17人中10人（男7人、女3人）がメトヘモグロビン血症を発症
- 主な症状 チアノーゼ（皮膚や粘膜が青紫色に変化する症状）
※現在、全員症状は回復しています
- 原因物質 化学物質（亜硝酸態窒素）
- 原因食品 10月19日（火）午後に当該施設で調乳されたミルク

2 対象施設への措置

食品衛生法第6条違反により指示書を交付（書面による行政指導）

指導事項：食品を提供する際に使用する水は飲用に適する水となるよう管理すること

3 特記事項

前橋市の食中毒発生状況（令和3年10月22日現在）

	発生件数	患者数	死者数
2021年*	3	49	0
去年同期	0	0	0
2020年	2	25	0
(2020年の欄は1月1日～12月31日の集計)			

* 本件を含まない

★亜硝酸態窒素★

亜硝酸態窒素は、土壌や、水、植物中のあらゆる場所に存在します。飲み水に含まれても、無味、無臭、無色であり、気づくことはありません。

また、水に溶けやすく、土壌に保持されにくいいため、地下水や河川水に溶け出しやすい性質をもっています。

亜硝酸態窒素は赤血球のヘモグロビンを酸化して「メトヘモグロビン」になると、酸素と結合できず、血液中の酸素が少なくなり、「メトヘモグロビン血症」を起こします。

★食品に井戸水を使用する場合について

- ・水質検査により、飲用に適する水であるか確認する
- ・不慮の災害により水源等が汚染されたおそれがある場合には、その都度水質検査を行う
- ・検査の結果、異常を認めた場合は直ちに水の使用を中止する
- ・貯水槽を使用する場合は、貯水槽を定期的に清掃する
- ・殺菌装置又は浄水装置を設置している場合は、装置が正常に作動しているか確認する

本件に関するお問い合わせ

衛生検査課 食品衛生係

電話 直通 / 027-220-5778